

社会福祉法人生光会 養護老人ホーム長安寮
給食業務委託 提案依頼書

平成6年11月26日

社会福祉法人 生光会

社会福祉法人生光会養護老人ホーム長安寮

給食業務委託提案依頼書

1 目的

養護老人ホーム長安寮では、入所者一人ひとりが喜びと楽しみをもって潤いのある日常生活を送れるよう、安全・安心な環境づくりと施設運営に努めています。

長安寮の入所者にとって日々の食事は生活リズムの中心であり、健康に配慮した美味しく飽きのこない楽しいメニューを提供していくことは、施設の運営において最も重要な要素のひとつです。

より効率的で柔軟な対応が可能な給食業務体制を整備することにより、入所者に充実した食事を提供していくことを目的とし、高い専門性と実務能力を有した給食サービス事業者業務に委託することとします。

2 委託内容

(1) 件名

社会福祉法人生光会養護老人ホーム長安寮給食業務委託

(2) 調達方式

公募型プロポーザル方式による

(3) 委託業務範囲

- a) 施設が作成した栄養基準に基づいた献立作成
- b) 食材料の調達・納入管理
- c) 主食、主菜、副菜、汁物等の調理業務
- d) 給食の配膳・集膳
- e) 食器等の洗浄
- f) 厨房等の安全・衛生管理
- g) 調理機械・器具、食器等の日常点検

(4) 履行場所

養護老人ホーム長安寮施設内

(5) 委託期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

3 プロポーザル実施要領

(1) 参加資格

本案件への提案参加を希望する者は、単独の事業者又は複数の事業者（提案に係る責任の所在が明確であり、一体的な事業運営が可能であるもの）で構成するグループ（以下「事業者」という。）とします。

なお、グループで共同提案を行う場合は代表事業者を指定してください。

プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の a)～j)のすべての資格要件を満たしているものとします。

- a) 事業者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- b) 提案書類の提出期間において、経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等）にある事業者が含まれていないこと。
- c) 最近 1 年間の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- d) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定義する者）が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- e) 他の法人等の給食業務委託において契約を解除され、その解除日から 1 年を経過しない事業者が含まれていないこと。（事業者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）
- f) 本社又は事業所が都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）にあること。
- g) 事業者（グループの場合は全ての事業者）は、参加資格確認基準日（令和 6 年 11 月 26 日）時点で、以下のいずれかの事業実績を有していること。
 - 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設の給食業務の実績が 3 年以上ある
 - 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設の給食業務の実績が 3 年以上ある
 - 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者療護施設の給食業務の実績が 3 年以上ある
 - 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者入所更生施設の給食業務の実績が 3 年以上ある
- h) 令和 4 年 4 月 1 日以降、安全衛生管理上重大な事故（火事・食中毒等）を起こしていないこと。

- i) 正規職員を適切に配置できるとともに、調理員の休暇等に即応して代替要員を配置するなど、業務の継続性を十分担保できる体制を有していること。
また、調理業務現場への十分な管理・支援体制が確立されていること。
- j) 応募者の構成員が、他の応募者の構成員になっていないこと。

(2) 審査体制

「長安寮給食業務委託事業者選定会議」(以下「選定会議」という。)を設置し、選定に係る全ての審査を行います。 ※ 選定会議の構成は非公表。

(3) スケジュール

■ 実施要項の公表 (HP 掲載)	令和 6 年 11 月 26 日 (火)
■ 応募・参加に係る質問受付	令和 6 年 11 月 26 日 (火)～ 12 月 2 日 (月)
■ 応募・参加に係る質問への回答	令和 6 年 12 月 2 日 (月)
■ 参加表明書の提出期限	令和 6 年 12 月 6 日 (金)
■ 企画提案に係る質問受付	令和 6 年 12 月 6 日 (金)～11 日 (木) 正午
■ 長安寮厨房見学会 (第 1 回目)	令和 6 年 12 月 10 日 (火)
■ " (第 2 回目)	令和 6 年 12 月 11 日 (水)
■ 企画提案に係る質問への回答	令和 6 年 12 月 13 日 (金)
■ 企画提案書類の提出	令和 6 年 12 月 16 日 (月)～20 日 (金)
■ 第一次審査 (書類審査)	令和 6 年 12 月 20 日 (金)～23 日 (月)
■ 第一次審査結果通知 [郵送]	令和 6 年 12 月 24 日 (火)
■ 第二次審査 (プレゼンテーション)	令和 7 年 1 月 9 日 (木)
■ 最終結果通知 [郵送]	令和 7 年 1 月 10 日 (金)

(4) 選定方法

本委託案件に提案意思を表明した事業者 (資格要件を満たす者) からの提案書類一式の提出をもって正式な応募とし、選考対象事業者とします。

① 提案募集・参加表明・提案書類提出

▶ 提案・参加に係る質問の受付・回答

- ・電子メールにて「質問票 (様式 1—1)」を提出してください。
メールの件名は、「長安寮給食業務委託質問 (会社名)」としてください。

【受付期間】 令和 6 年 11 月 26 日 (火) ～12 月 2 日 (月) 正午まで

- ・各事業者からの質問を取りまとめ、回答をホームページに掲載します。

【回答日】 令和 6 年 12 月 2 日 (月)

➤ **提案・参加の意思表示**

- ・「参加表明書（様式2-1）」及び「誓約書（様式3）」を、長安寮事務室に持参し提出してください。

【提出期間】 令和6年12月6日（金）17:00まで ※期限厳守

- ※ 参加表明事業者には、企画提案書作成・提出の際に使用いただく事業者名に代わる「記号」をお伝えします。
- ※ 「参加表明書」提出後、事情により参加を辞退することとなった場合には、電子メールにて速やかに長安寮に連絡してください。
メールの件名は、「長安寮給食業務委託辞退届（会社名）」とします。

➤ **企画提案に係る質問の受付・回答**

- ・電子メールにて「質問票（様式1-2）」を提出してください。
メールの件名は、「長安寮給食業務委託質問（会社名）」としてください。

【受付期間】 令和6年12月6日（金）～12月11日（木）正午まで

- ・各事業者からの質問を取りまとめ、回答をホームページに掲載します。

【回答日】 令和6年12月13日（金）

➤ **長安寮厨房見学会**

- ・以下の日程で長安寮厨房施設・設備の見学会を行います。

【日程】 令和6年12月10日（火） <<1回目>>

令和6年12月11日（水） <<2回目>>

- ※ 参加は任意です。
見学を希望される場合は、「参加表明書」等を持参される際に、「厨房見学申込書（様式4）」を併せて提出してください。
- ※ 見学当日の予定は、参加申込事業者に別途お知らせします。
- ※ 出席者は2名までとし、消毒済みの白衣、帽子、マスク、履物を用意してください。
- ※ 出席者が直近の腸内細菌検査で異常がなかったことを確認してください。発熱、咳、下痢等の症状がある場合は参加を見合わせてください。
- ※ 当日は厨房の現場見学と厨房施設・設備の概要説明のみとします。
- ※ 質問がある場合は、前述の「企画提案に係る質問」で受け付けます。
- ※ 見学会当日は係員の指示に従ってください。厨房等の写真撮影は可としますが、個人情報に係る箇所の撮影は禁止します。

➤ **企画提案書類一式の提出**

・以下に掲げる書類一式を整え、提出期間内に長安寮に持参のうえ提出してください。

- i 「企画提案書類提出届（様式5）」・ 1部
- ii 「会社概要」…………… 8部
- iii 「企画提案書」…………… 8部（正本1部、副本7部）
- iv 上記1及び2のPDFファイル…………… CD-ROM 1枚

【提出期間】 令和6年12月16日（月）～12月20日（金）17:00 厳守

② 審査

ア 第一次審査（書類審査）

各参加事業者から提出された企画提案書類の内容を選定会議で評価し、評価の結果が上位の提案事業者を第二次審査対象として選出します。

第一次審査結果は、審査対象事業者に対して個別に通知します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査で選出された事業者を対象として、第二次審査を実施します。

第二次審査では、提出された企画提案書類に基づくプレゼンテーション、質疑応答の機会を設け、選定会議がその内容を評価します。

プレゼンテーションでは、長安寮側で大型液晶モニター又はプロジェクター及びスクリーンを用意します。その他必要な機器は提案事業者側で用意してください。

また、プレゼンテーションに当たっては、企画提案書類以外の資料の使用は基本不可とします。説明に当たり、補足資料等の利用を必要とする場合には、事前に長安寮に理由を説明して了承されることが必要です。

③ 優秀提案事業者の選定

選定会議において第一次審査と第二次審査の結果を総合評価し、優秀提案事業者及び次点事業者を選出します。

最終審査結果は、審査対象事業者に対して文書で通知するとともに、長安寮ホームページで公表します。

④ 契約交渉

優秀提案事業者と業務仕様や契約事項等を調整し、契約内容を決定します。

⑤ 選定の取り消し

委託事業者選定後であっても、優秀提案事業者が資格要件を満たさなくなった場合には、その決定を取り消し、契約交渉を打ち切ります。

また、提案資料等に虚偽の記載又は重大な誤りがあった場合には、提案を無効とし、その決定を取り消す場合があります。

(5) 提案に当たっての留意事項

① 提案事業者の義務

提案事業者は、提出書類に関して長安寮側から説明を求められた場合には、それに応じなければなりません。

企画提案に当たり、提案事業者は適正な競争環境を阻害する行為を行ってはなりません。

② 提案に係る費用負担

本委託業務の提案に関する書類、電子媒体の作成及び提出、並びにプレゼンテーション等に係る費用は、すべて提案事業者の負担とします。

③ 配付、提示書類等の扱い

本委託業務の提案に関して長安寮が事業者に配付、提示した書類は、本委託業務の提案に係る目的以外で使用することを禁じます。

本委託業務の提案に当たり知り得た長安寮の秘密に属する情報については、守秘義務を遵守してください。

④ 提案の無効

以下のいずれかに該当する提案は無効とします。

- ・参加資格要件を満たさない事業者が行った提案
- ・提案書類が定められた日時・場所に到達しなかった提案
- ・提出書類の内容に不備がある提案
- ・その他、本提案依頼書に示す条件等に違反した提案

⑤ 調達の取り止め・一時中止等

提案事業者がいない場合又は審査の過程で本委託業務の受託事業者として相応しい事業者がいないと選定会議が判断した場合には、本調達を取り止め又は一時中止とし、その結果は速やかに関係事業者に通知します。

提案事業者が不適切な行為を行った場合又はその疑いが生じた場合において、公正に企画提案を執行できない又はその恐れがあると判断した場合には、長安寮は当該事業者を企画提案に参加させず、もしくは本調達を取り止め又は一時中止とし、その結果を速やかに関係事業者に通知します。

⑥ その他

選定会議は、公正、公平な審査を実施し、適正な評価を行うために必要であると判断した場合、審査の過程において、別途補足追加資料の提出等を提案事業者に求める場合があります。

4 提案書類の作成

(1) 会社概要

① 体裁等

- ア 用紙サイズはA4判（横長・縦長いずれも可）とします。
- イ 本文は12ポイント以上のフォントサイズを使用してください。
決算概要の各項目や図表等のフォントサイズはこの限りではありません。
- ウ 各ページの印刷は片面印刷とします。
- エ 表紙（体裁は自由）を付け、次項「② 記載項目」の順番に書類を整え、左綴じで横2か所をステープラ止めしてください。
※ハードカバーや製本テープは使用しないでください。

② 記載項目

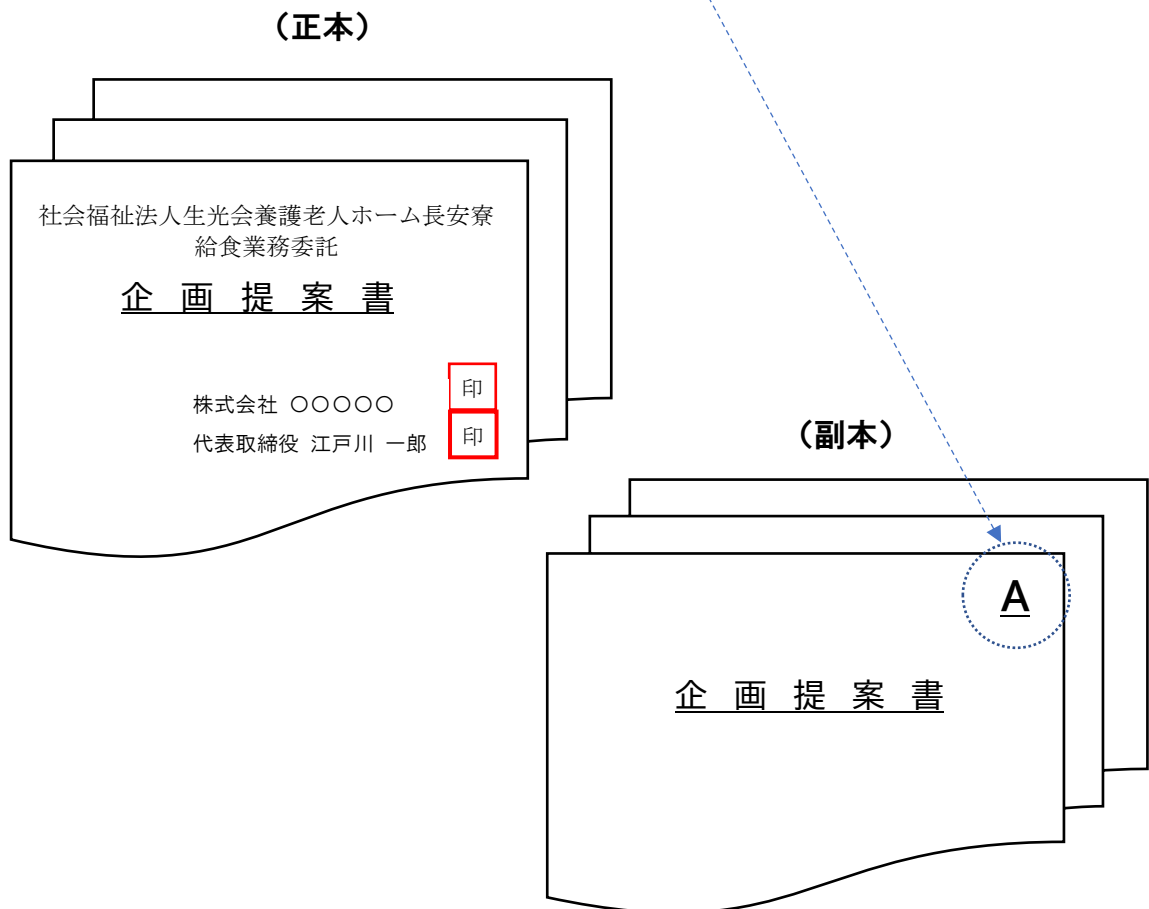
以下の項目について記述してください。
グループでの共同提案の場合は、事業者各々について作成してください。

項目	記載する内容
1 法人概要	(1) 商号・名称 (2) 主たる事務所の所在地 (3) 法人認可日・法人番号 (4) 代表者職・氏名 (5) 設立年月日 (6) 資本金 (7) 従業員数 (8) 主な事業内容 (9) 法人組織図
2 決算概要	※令和5年度及び令和6年度の決算。 (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書
3 事業経歴・実績	※直近5年間における給食業務受託実績を記載。 ※上記のうち、前掲3(1)gに掲げる福祉関係施設での受託実績については、その受託期間、業務範囲・内容・食数等の概略も記載のこと。
4 資格等	※法人として取得している資格等を記載のこと。
5 管理体制	※本案件受託にあたり計画・予定する管理体制及び業務執行体制について記載のこと。
6 連絡先	※本企画提案を担当する部署を記載のこと。 ・「所属名」 ・「担当者氏名」 ・「連絡先（電話・FAX・メールアドレス）」

(2) 企画提案書

① 体裁等

- ア 用紙サイズはA4判とし、横長（左綴じ）で作成してください。
- イ 本文は12ポイント以上のフォントサイズを使用してください。
図表や補足説明箇所等についてはこの限りではありません。
- ウ 表紙と目次を除く総ページ数は20ページ以内とします。
- エ 企画提案書の作成にあたり、提案事業者が特定できる法人名、ロゴ、自社サービス・商品名等の記載や画像等の記載は避けてください。
- エ 各ページの印刷は片面印刷とします。
- オ 表紙（体裁は自由）を付け、次項「② 記載項目」の順番に書類を整え、左綴じで横2か所をステープラ止めしてください。
※ハードカバーや製本テープは使用しないでください。
- カ 企画提案書の正本の表紙には、商号・社名、代表者名を記載し、社印と代表者印を押印してください。
副本の表紙には、商号・社名、代表者名の記述、社印と代表者印の押印はせず、長安寮から提示した事業者の「記号」を右上部に記載してください。



② 記載項目

企画提案書の構成は下表のとおりとし、各項目について記述してください。

項目	記載内容等
(1) 基本理念	①給食事業運営にあたっての基本理念
(2) 給食業務の基本的考え方	①安全・安心な給食の提供について ②高齢者の食事に関する基本的考え方 ③今後の高齢者の認知症対策を踏まえた食事 ④給食の魅力、満足度を高めるための取り組み 他
(3) 給食業務の運営	①食材の調達方法について ②調理作業にあたっての考え方や留意事項 ③配膳・下膳及び食器洗浄について ④食物アレルギー対応、個別対応食対応 他
(4) 衛生管理	①調理設備、食材の衛生管理 ②給食従事者の衛生管理について ③給食現場に対する本部の指導・管理体制 他
(5) 業務運営体制	①業務従事者の配置、業務分担について ②業務体制図（本部の管理・支援部門も含む）
(6) 職員の採用・研修	①業務従事者の採用方針 ②業務従事者への研修・人材育成
(7) 緊急時対応	①調理場での事故対応 ②食中毒等の発生時の対応 ③業務従事者の欠勤等への代行保証について ④災害発生時の業務継続体制
(8) 献立	①通常献立（朝食・昼食・夕食）作成上の工夫 ②行事献立作成上の工夫 例）お誕生会・お花見会・長寿の祝い・お正月 他
(9) 経費見積書	※ 別紙1「経費概算見積書（様式見本）」を参考に、必要な経費を項目別に記載してください。

5 契約及び支払条件

(1) 契約の考え方

長安寮は、優秀提案事業者（以下「選定事業者」という。）と本委託業務の仕様を確定した後、契約書を取り交わして契約を締結します。

なお、長安寮と選定事業者との間で行う契約関係手続は、当該事業者がグループ事業者である場合には代表事業者が窓口となり、契約に係る全責任を負うこととします。

(2) 契約における留意事項

- ① 一連の企画提案及び契約手続の過程で選定事業者信義則に反する不適切な行為があったことが判明した場合には、選定事業者としての地位を取り消し、次点の提案事業者を選定事業者として繰り上げます。
- ② 選定事業者は、長安寮に提出した提案内容等を契約交渉の過程で変更するなどの行為を行ってはなりません。この場合には、長安寮は選定事業者との契約交渉を打ち切り、次点の提案事業者を選定事業者として繰り上げます。ただし、当該変更等が事業者選定後に生じたやむを得ない事情によるものであり、長安寮が妥当と認める場合には、変更の可否を協議し判断することとします。
- ③ 契約交渉の過程で生じる費用（印紙代等）については、すべて選定事業者の負担とします。
- ④ 事業者選定後、契約締結までの間に、選定事業者が「3(1)参加資格」の要件を満たさない事態を生じた場合、又は提案資料等の内容に虚偽の記載や重大な誤りがあることが判明した場合には契約を締結できません。

(3) 再委託の禁止

選定事業者は、本委託案件の業務の全部又は一部を再委託してはなりません。

(4) 契約の途中解約

- ① 契約締結後、選定事業者が「3(1)参加資格」の要件を満たさない事態を生じた場合又は選定事業者の責により事業の継続ができなくなった場合には、契約を解除します。
- ② 契約締結後、業務の履行が適正に行われない状況が継続する場合には、契約を解除する場合があります。
- ③ 自然災害等、選定事業者の責によらない理由や長安寮側の事情により事業の継続ができなくなった時は、その契約を中途解約する場合があります。その際の委託経費については、委託予定額を限度とし、業務の遂行状況や実経費等を勘案して両者協議のうえ決定するものとします。

6 募集担当・問合せ先

本委託業務に係る長安寮の募集担当は以下のとおりです。

なお、正式な問合せや事務連絡は、すべて電子メール又は書面によることとします。

社会福祉法人生光会 養護老人ホーム長安寮

住 所： 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町4-5-9

電 話： (03) 5664-2960

F A X： (03) 5664-2962

E-mail: hs-choan@crest.ocn.ne.jp

別紙 1 経費概算見積書 (様式見本)

	項目		月額	
	管理費	人件費		
直接経費				円
間接経費				円
運営手数料				円
	小計 ①			円
	食種	1食あたり単価	想定食数 (月間)	見込金額 (月額)
	一般食 (入所者分)	朝食	円	2,250食
昼食		円	2,250食	円
夕食		円	2,250食	円
計		円	7,650食	円
職員食 (職員他分)	朝食	円	60食	円
	昼食	円	200食	円
	夕食	円	60食	円
	計	円	320食	円
	小計 ②			円
合計 ①+②				円

※ 養護老人ホーム長安寮給食業務委託 要求仕様書「8 食数及び食事時間 (1)食数、(2)食材料費」で提示した内容を基本とし、その範囲内で経費概算を見積もること。

※ ひと月の日数は30日として各々の金額を算出のこと。